

No.	質問項目	質問内容	回答
1	施設整備について	先日、現地見学会に参加しましたが、施設整備計画の立案のため、設計士を同行して再度現地見学を行う事は可能でしょうか。	橿原市公私連携法人指定申請書を提出し、参加表明いただいた上で、事業提案書作成のために再度現地見学が必要である場合は、現地見学の機会を設けるよう調整します。日程等の調整が必要となりますので、早めのご相談をお願いします。
2	退職共済制度について	公私連携幼保連携型施設は、（独）福祉医療機構退職共済制度では、認可施設では無く、申出施設に分類されるために、職員の退職共済掛金が通常の3倍になります。この辺りの格差を埋めるための時限的措置などの用意はありますか。	独立行政法人福祉医療機構による退職手当共済制度において、公私連携幼保連携型認定こども園が申出施設に分類されている旨は把握しておりますが、市として当該取扱いに対する補助等を行う予定はありません。 なお、近畿市長会から国に対して取扱いの見直しを要望しており、本市からも要望していきます。
3	通学路について	当該施設周辺道路において、通学路による時間的車両通行禁止区域はありますか。	通学路による時間的車両通行禁止区域はありませんが、一部、時間帯通行規制（一方通行）を行っている区域は存在します。場所については別添の資料のとおりです。
4	駐車場利用について	保護者の送迎時の駐車場利用について、1号認定の利用規制などの決まりはありますか。	公私連携幼保連携型認定こども園を運営いただく際には、市として1号認定の保護者の駐車場利用に関するルールは定めておりませんので、保護者の利便性や安全面、混雑状況等を鑑みてご判断ください。ただし、駐車場の利用については、保護者等と協議を行った上で、ルール作りをしていく必要があると考えております。 参考までに橿原市立真菅北幼稚園においては、原則、徒歩又は自転車による通園ですが、以下の場合に車による通園を認めており許可証を発行しています。ただし、車による通園を許可した保護者にも、行事の日は徒歩か自転車で通園いただくようお願いしています。 ・園区外通園の方 ・徒歩や自転車での送迎が難しい場合（妊婦・子どもが小さい等の事由または家庭の状況等で園長が許可した場合）
5	人口推移について	このエリアの人口流入数の推移を実績と予測を足し合わせてお示しください。	お求めの資料はありませんでした。参考までに、真菅北幼稚園、耳成西幼稚園の園区を含む過去5年の町別人口表を別添資料としてお示しいたします。
6	待機児童数について	諸条件においてお示しいただいた数は市内全域のものです。このエリアの絞った待機児童数を潜在的ニーズを含む・含まないのいずれにおいてもご教示ください。	別添の資料をご参照ください。
7	通園バスの運行について	通園バスの運行について、運行実施者及び費用負担はどのようになるでしょうか？運行実施者が貴市になる場合は、添乗員（保育士）の有無とその所属、人件費負担についての考え方もお示しください。	耳成西幼稚園区の児童に係る通園支援については市が主体となって実施します。運用方法や添乗員の資格の有無等、詳細は未定ですが、通園支援の実施に伴って事業者には費用負担を求める予定はありません。
8	定員設定について	通園バスの運行が民営化時点の一時対策とした場合、西耳成幼稚園区の利用者は、運行が取りやめとなった後の通園が困難になるので利用者が減少することが予想されます。その場合は利用定員を減ずるなどの対策を講ずるお考えはあるでしょうか？	耳成西幼稚園から新しいこども園へのバスの運行については、多くの保護者のニーズがある場合には、継続して実施する予定をしており、バスの運行中止による園児の減少は想定しておりません。ただし、社会的要因等の影響で園児が減少する場合は、当該施設における定員の充足率や将来の保育ニーズ等を鑑みて協議します。
9	定員構成について	乳児の定員数が極端に少ないが、このようになる根拠をご教示ください。	地区内の1号認定の幼児を全て受け入れる事が大前提にあり、乳児の定員数を大きくすると、乳児が大きくなった際に、在園児で枠が埋まってしまう、地区内の1号認定の幼児を受け入れできなくなることが想定されるため少なくしております。ただし、諸条件に記載している定員はあくまで下限であり、また諸条件で、「将来の定員拡大にも対応できるよう努めること。」と記載していますので、事業者の提案により記載の人数以上の定員を設定していただいても構いません。